

国民健康保険をめぐる  
疑問に答えます

# のためには 安心でできる 国保



いま、国の責任を放棄し、自己責任を国民に押し付けながら社会保障を改悪する動きが強まり、国保料(税)の値上げをはじめ、取り立てや保険証取り上げ強化などが懸念されています。

中央社会保障推進協議会・国保部会

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階  
TEL:03-5808-5344 FAX:03-5808-5345

全日本民医連／全商連／全生連／全労連／自治労連／北海道社保協／埼玉社保協／千葉県社保協／神奈川県社保協／大阪社保協



# 国保（国民健康保険）のコト。 知つてほしい、

誰もが必要な医療を受けられる  
社会保障のひとつです

国保とは「国民健康保険」の略称で、人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。その運営のために国庫負担も投入され、国の社会保障として運営されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることができない人々の医療保障を図り、「受診する権利」、「健康になる権利」、「生きる権利」を保障するために、国民すべてがなんらかの公的医療保険制度に加入する「皆保険制度」の土台として整備されてきました。

国保法は、国民の生存権を定めた憲法25条に基づく法律なのです。

「国保」の目的は社会保障です

## 旧国保法「国保は助け合い」

旧法第1条(1938年)「国民健康保険は相扶共濟の精神に則り疾病、負傷、分娩または死亡に関し、保険給付を為すを目的とするものとす」

運営も加入も任意

## 現在の国保法「国保は社会保障の一環」

新法第1条(1958年)「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」

国民全員が加入対象

(他の公的医療保険加入者は適用を除外)



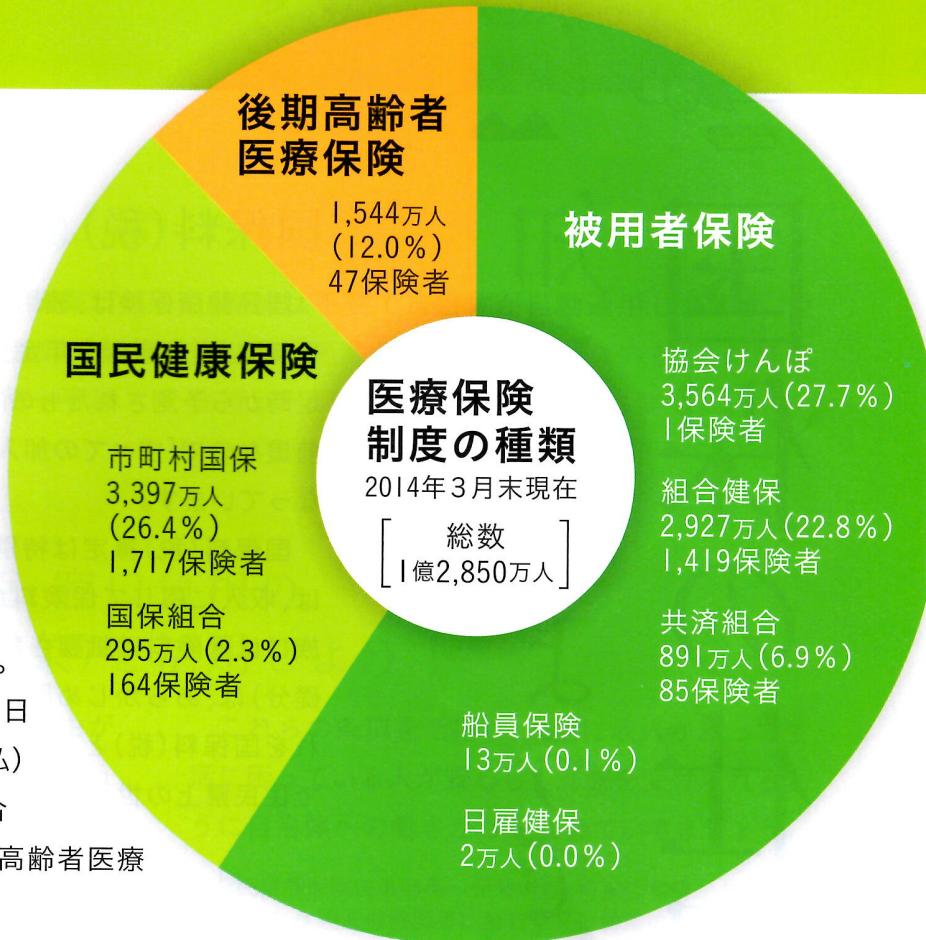
国民皆保険であるための大切な条件は、①保険証は無条件交付であること、②保険証1枚で「いつでも、どこでも誰でも必要な医療が受けられる」とこと、③全国一律の公的給付の三つです。

## 公的医療保険の種類とは？

日本の公的医療保険制度にはどのような制度があるのでしょうか。年齢で分けると2種類、74歳までの人人が加入する保険が2種類、75歳以上の人人が加入する保険が1種類です。

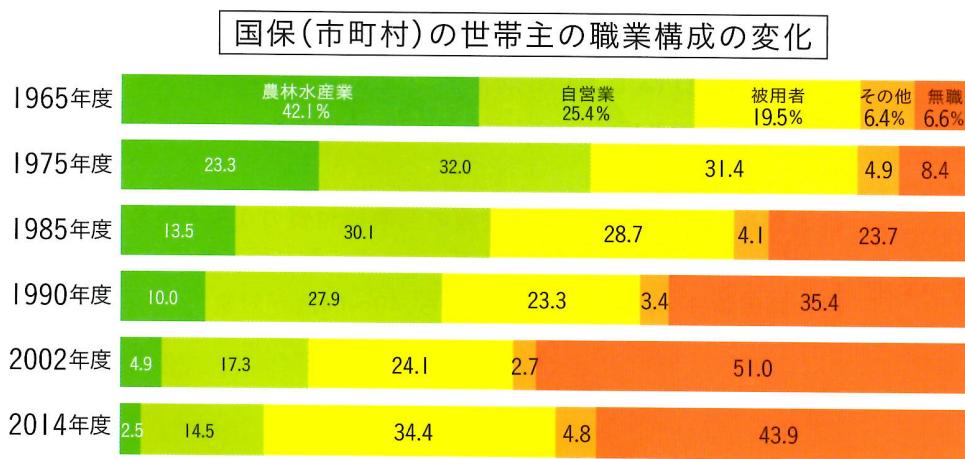
- ① 0歳から74歳の人が加入する保険  
2種類がさらに細分化されています。  
**被用者保険**…協会けんぽ、組合健保、日雇健保、船員保険、共済組合(国・地・私)  
**国民健康保険**…市町村国保、国保組合
- ② 75歳以上の人人が加入する保険…後期高齢者医療保険

※介護保険…40歳から64歳は第2号被保険者、65歳以上は第1号被保険者となります。



※厚生労働省資料を基に作成。  
総数については、実際の総人口数や医療保険適用者数と相違している。

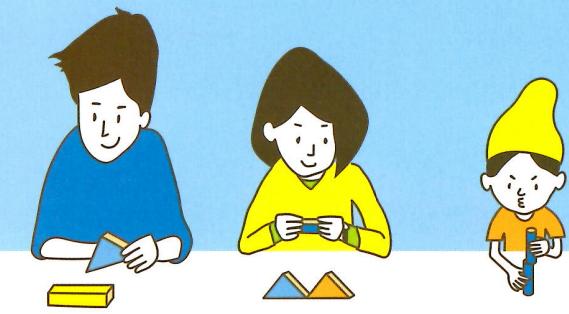
## 最後の受け皿、国保加入者の8割が「無職」と「ワーキングプア」



「擬制世帯主」とは？

国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、国保税の納稅義務者は世帯主といいます。このような世帯を擬制世帯といい、世帯主を擬制世帯主といいます。

国保加入者の世帯主で最も多のが「無職」43.9%、次に多いのが「被用者(労働者)」34.4%で、合わせて約8割にも。農林水産業、自営業者の加入者は減少し、「被用者」の増加は、派遣などの非正規労働者の増大が影響していると思われます。



# 国保の仕組み。 知ってるようで知らなかつた、

## 国保料(税)は分かりづらい?!

国民健康保険は、被用者保険(社会保険)との関係から自営業者や無業者(失業者や年金生活の方)の加入が多くを占めるることは発足時から予測されたものです。国保料(税)の設定も「保険制度」が前提なので「すべての加入者に国保料(税)を賦課する」制度設計になっています。

国保料(税)算定は特別な方式がとられています。被用者保険は、収入に応じて保険料が決まるのに(そのため税法上の扶養家族には保険料は賦課されない)、市町村国保の場合は、医療分(基礎分)は、あらかじめ医療給付費がいくらになるかを予想してそれを国保料(税)として国保加入者全員に割り振ります。その上で住民票上の世帯主に支払いを求めています。

### 国保料(税)は前年所得と加入人数で決まる

- ▶ **応能部分**…①前年所得に応じた「所得割」、②土地などの資産に応じた「資産割」
- ▶ **応益部分**…③世帯内の国保加入者数に対する「均等割」、④世帯に対する「世帯割・平等割」  
①～④を各自治体が組み合わせて国保料(税)を計算します。  
均等割は生まれたばかりの赤ちゃんにもかけられる国保料(税)です。

### 国保料(税)は3種類構成

- ①**医療分(基礎分)**…市町村が支払う1年間の医療給付費の50%を加入世帯で割り振る
- ②**後期高齢者支援分**…後期医療の医療給付費のうち4割を現役世代(乳幼児を含む)の支援金として、保険者に割り振られている
- ③**介護保険分**…国保被保険者のうち、40～64歳が対象

#### 保険料(税)の計算式

- 加入者(被保険者)の中に40～64歳の方を含む世帯 ① + ② + ③ の合計額
- 加入者(被保険者)の中に40～64歳の方を含まない世帯 ① + ② の合計額



## 国の法定軽減制度とは?

社会保障制度として、国は低所得者の国保料(税)を軽減する「法定軽減」制度を設けています。総所得(前年)に応じて「応益割(均等割+平等割)」が軽減されます。



## 国保料(税)の減免、窓口負担の 減額制度(44条、77条)を活用しよう!

国民健康保険法では「保険者は、特別の理由がある被保険者で、…中略…一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、」(44条)病院などでの一部負担金の減免・免除を規定しています。

また、保険料についても「保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」(77条)と規定しています。

### 国保料と 国保税の違いとは?

大きな違いは国保料の時効※は2年、国保税の時効は5年ということです。また、国保料の場合は算定方式のみを条例で規定し、具体的な率や額は告示でよいとされていますが、国保税の場合は率や額を条例で制定する必要があります。

※時効=役所等から「一定期間」に請求をされなければ、納税・納付義務が消滅すること。

申請は不要で自治体が自動適用しますが、世帯全員が所得の申告をしていないと、この軽減措置は適用されないので注意が必要です。

これらの条項を活用し、大幅に収入が減って生活に困っている人が安心して治療を受けられるように自治体への働きかけを強めていきましょう。

※国民健康保険法第44条～保険者は、特別の事情がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を探ることができる。  
①一部負担金を減額すること、  
②一部負担金の支払いを免除すること。

### 国保料(税)の賦課限度額 納付回数について

◆国保料(税)の賦課限度額は法律に定められ、2016年度は基礎課税(医療分)54万円、後期高齢者支援金課税19万円、介護納付金課税16万円の計89万円。

◆納付回数は3回から12回まであり、8回が最も多く684市町村(全体の39.3%)、次いで10回が438市町村(同25.1%)となっています。



# どうなるの？ 国保の「都道府県単位化」って何？ （左側）

## 目的は医療費の削減

2018年から、国保の保険者(国保の運営主体)がこれまでの市町村に都道府県が加わり、都道府県が財政運営の責任を担うようになります。

「都道府県で広域化すれば、スケールメリットにより国保財政の困難を解決できるのでは」と思っている人がたくさんいますが、大きな間違いです。都道府県に国保財政の運営責任を負わせ、「医療費適正化計画」による給付費抑制や、「地域医療構想」による病床削減などの権限をすべて都道府県に集中し、一体的施策として医療費削減を強力に推し進めるための仕組みづくりなのです。

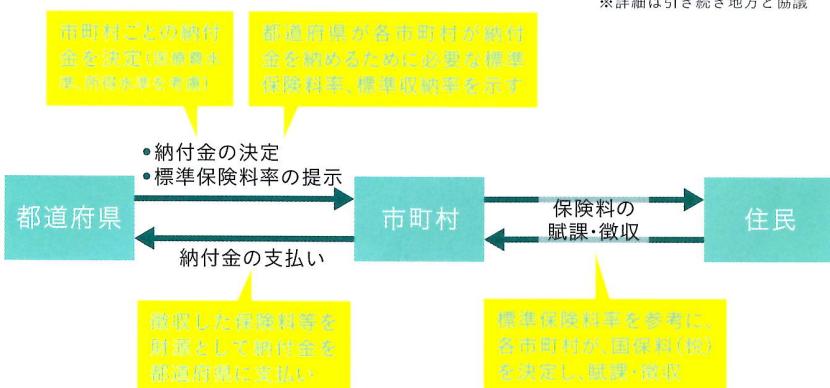
## 100%納付を義務付け 市町村を苦しめる「納付金」

これまでの国保運営との最大の違いは、都道府県が財政を握ることです。市町村は都道府県が各自治体の医療費水準と所得水準に応じて決定した「国保事業費納付金(納付金)」を都道府県に100%納める義務を負います。

国保料(税)の賦課の徴収は市町村の権限ですが、都道府県は各市町村が納付金を納めるために必要な「標準保険料率」「標準収納率」を示し、各市町村はそれを参考に保険料率を決定し、住民から賦課・徴収することになります。

### 国保保険料(税)の賦課、徴収の仕組み(イメージ)

※詳細は引き続き地方と協議





## 競争相手は自治体同士!? 次々に出てくる懸念…

### 自治体は一般会計からの繰り入れを解消、 保険料率引き上げを迫られる

都道府県が示す「標準保険料率」には、各市町村の「医療費水準」も反映されます。一方、市町村が独自に行う一般会計からの繰り入れは「標準保険料率」に反映されません。自治体同士を競わせ、「医療費水準が同じなら住民負担も同じであるべき」との理屈で、繰り入れ解消と、保険料引き

上げを迫られかねません。

### 自治体独自の減免制度の 存続はどうなる?

厚生労働省は、医療費抑制策をすすめるもとで、これまでの運動でつくってきた減免制度を縮小、廃止する指導を強めることが懸念されています。独自の減免制度を守り拡充させる運動が必要です。

## “身近”だから守れる命と健康 — 今こそ地方自治体の役割發揮を —

国保制度が国民皆保険制度の基礎となっているのは、国保制度が利用者住民に最も身近な行政単位である市町村が運営していることにあります。市町村は健康や医療に関する要望を的確にとらえ、加入者住民の生活実態を基にした措置をとることができます。

安易な平準化、標準化、統一化を許さず、払える国保料(税)、皆保険制度を守る視点からの一層の運動の強化が求められています。

### 都道府県を縛るツール、 医療費適正化計画と地域医療構想

2015年に安倍政権が強行した医療保険制度関連法は、国保の都道府県単位化にとどまらず、2025年までの病床削減目標を示す「地域医療構想」や、医療費削減目標を設ける「医療費適正化計画」を策定することを決めました。

この問題は、医師不足による病棟閉鎖や過疎化などの現状が固定化され、医療費抑制策を都道府県の責任に負わせるものとして大きな批判が沸き起こっています。





# こんなに高いんだろう？ そもそも国保料（税）は、なんで

「もう払えない！」  
支払い能力を超えることこそが問題

今、国保をめぐっては負担能力をはるかに超える国保料（税）が大きな問題になっています。

いくつかの都市で調べてみると（右表）、所得250万円、自営業、4人家族、40代夫婦、子ども2人で、45万円～50万円近く、所得の約2割にも達しています。

大阪市で同様の世帯の生活保護基準額は329万円。生活保護基準をはるかに下回るような世帯が7割、5割、2割の法定減額の対象にもなれず、大変な負担を強いられています。そのことから滞納世帯が360万世帯（総加入世帯数の17.2%）、保険証を取り上げられた世帯が140万世帯（同6.7%）に及んでいます。

## なぜ国保は高いの？

### 理由① 加入者の多くが高齢者

国保加入者の多くは低所得者で、年齢構成も高齢者が多いという特徴があります。

2015年度の国保加入者の38.9%は高齢者（65歳～74歳）です。誰でも高齢になると、病院を受診することが多くなります。

国保には、医療をより必要とする年齢層が多く加入しています。にもかかわらず負担能力が高くない高齢者や無業者層が多いため、保険料（税）がより高くなるという状況を生み出しています。

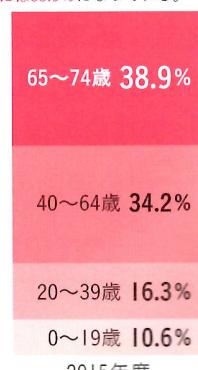
#### 所得の2割が国保料（税）

所得250万円、自営業、4人家族、40代夫婦、子ども2人の場合

都市名	国保料（税）	所得に占める割合
札幌市	47万4300円	19.0%
東京都足立区	42万6000円	17.0%
新潟市	45万 200円	18.0%
大阪市	46万7770円	19.0%
福岡市	49万4700円	19.8%

#### 市町村の被保険者（75歳未満）の年齢構成

被保険者数全体に占める、65～74歳までの割合が次第に増加し、2015年度には38.9%になっている。



2015年度 厚生労働省「国民健康保険実態調査」より



## 理由② 国・自治体から支払えるかどうかの視点の欠如

国保は年度内に支払われる給付費などを予測して加入者に割り振る仕組みになっています。そのために国保料(税)が高くなると、新たに国保料(税)を納めることができない世帯が増え、さらに国保料(税)が高騰するという悪循環となっています。

また、生計費非課税の原則が逸脱されており、住民税の計算時に用いる「人的控除」などと同様の控除を導入すべきです。

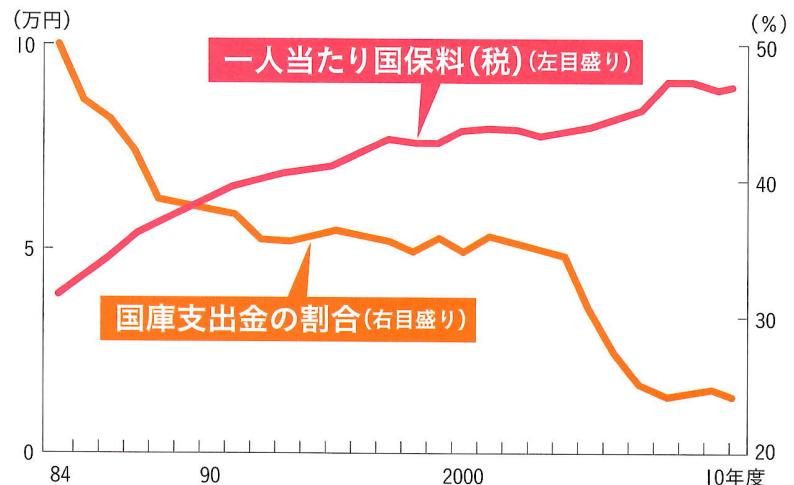
当然のことながら国庫負担が投入されなければ国保を維持することはできません。

## 理由③ 国庫負担の削減

年々高くなる国保料(税)をつくり出している主な原因是、国保の運営に対して国がお金(税金)を出さなくなってきたからです。

1984年の国保法改正により国庫負担が削減され、国保会計の総収入に占める国庫支出金の割合は1980年代の50%から約25%になっています。高い国保料(税)を生み出す構造を回避するには、国庫負担の減額により加入者に負担と責任が転嫁されている仕組み、構造的な問題への着手が急務となっています。

年間国保保険料(税)と国庫負担割合の推移



※1 保険料は、『国民健康保険の実態』各年度版から

※2 「国庫支出金の割合」は、市町村国保の収入に占める国庫支出金の割合。  
『国民健康保険事業年報』各年度版から

## 理由④ 子どもが多いと負担が重い

国保は、世帯の人数が多いほど国保料(税)が高くなる仕組みで、子どもの多い世帯の負担が重くなっています。均等割で、生まれたばかりの赤ちゃんにまで国保料(税)がかけられます。子どもの均等割はなくすべきです。

また、子どもの医療をめぐっては、医療機関の窓口での自己負担を市町村が独自に軽減した場合、国保への国庫負担を減額する措置があります。全国知事会をはじめとして各地方から見直しの要請が相次いでいます。

# 運動を広げよう。 今こそ、

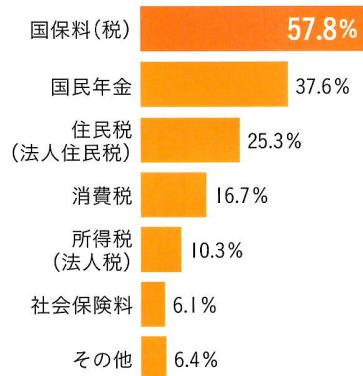
## 異常な国保負担 国保料(税)引き下げは急務！

2015年度から保険者支援制度として1700億円の公費が全国の市町村に投入されています(厚労省は加入者1人当たり約5000円の財政改善効果があると試算)。2018年からはさらに1700億円が投入されます。自治体交渉で、市町村の一般会計からの繰り入れを求め、国保料(税)の引き下げを求めましょう。一般会計からの繰り入れは引き続き行えます。

国保料(税)が所得の20%を超えた  
り、税金と国保などの負担が所得の3、4割を占めるのは異常です。

### 何を滞納していますか？

(複数選択可) ※滞納がある人



2015年、全国商工団体連合会、全会員調査の結果より

## 情報を公開させよう

厚生労働省は4月、「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」(ガイドライン)を示し、2017年度中に都道府県が国保運営方針を策定し、「市町村における標準的な保険料の算定方式」等を定めることになっています。  
その検討状況や結果について情報公開させることが大切です。

## 国保で困ったQ & A

**Q 高すぎる  
国保料(税)を  
安くできませんか？**

**A 以下のような制度があります。**

国の決められた法律で  
7割、5割、2割軽減

→ **申請は不要です**

※ただし未申告の方がいる世帯は軽減されません。  
詳しくは、5ページを参照ください。

市町村の  
独自減免制度

→ **別途申請が  
必要です**

※愛知県春日井市…就学援助等を受けることとなつた世帯  
※熊本県熊本市…国保加入者3人以上、かつ世帯の基準所得が100万円以下の世帯は保険料の1割相当額を免除  
※静岡県静岡市…就学援助等を受けている場合など世帯所得に応じて減免(所得制限有)

リストラ・倒産など  
失業者の軽減

倒産・解雇・雇い止め、などで職を失った失業者(非自発的失業者)に対する国民健康保険料(税)の軽減措置。

- 倒産・解雇・雇い止めなど会社都合によって離職した場合、国民健康保険料(税)が軽減されます。必ず申請しましょう。
- ①国保料(税)の計算の基になる前年の給与所得を30/100とみなして計算します。
- ②軽減期間は、離職の翌日から翌年度末までです。
- ③軽減の対象になる方は、離職日時点で65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが下記に該当する方  
離職理由欄のコード=11、12、21、22、23、31、32、33、34
- ④軽減対象は非自発的失業者本人のみです。



# 短期保険証、資格証明書の安易な発行を許さない

国保には、短期保険証117万世帯、資格証明書27.7万世帯もあることが、受診抑制を生み、治療遅れで死亡者が生まれるなどの悲劇を生んでいます。

また、国保料(税)の滞納者への制裁措置としての滞納処分(差し押さえ、競売など)や、短期保険証、資格証明書発行がさらに強められることが懸念されます。短期保険証や資格証明書の発行には一定の要件が定められています。滞納者それぞれの特別な実情や家計事情を踏まえ、機械的・一律的な発行を行わせない運動が必要です。

※短期保険証～有効期限は主に1カ月～12カ

月。市町村の窓口交付のため、本人に渡らない保険証取りあげが増加しています。



※資格証明書～国保料(税)の納付期限が1年を経過してもなお国保料(税)の納付がない場合に交付できるとされ、窓口で10割を請求されます。受診抑制による手遅れ事例などが問題になっています。

## 経済的理由で受診を躊躇 63人が治療遅れで死亡

2015年 経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告

全日本民医連が3月22日に発表した「経済的事由による手遅れ死亡事例」調査によると、2015年に「お金がない」などの理由で受診を控え、死亡した人は63人だった。調査は05年から行っており、全国32都道府県にある民医連の646事業所を対象に集計した。

死亡に至った患者は無職が44%。非正規雇用と自営業の合計は34%だった。稼働年齢層の65歳未満だと、非正規・自営業の割合は40%になる。

ある60代の女性は、資格証明書を取りにいくのをためらっているうちにがんの症状が悪化。入院したものの、助からなかかったという。

## Q 滞納があるので 国保証がもらえなくて困っています。

A 滞納があっても以下の人には国保証が発行されます。

- ①18歳以下の子ども
- ②本人、または家族が病気のため国保料(税)が払えない人
- ③災害、盗難、事業の損失、失業、事業休廃止

「特別な事情」があれば資格証明書は発行されず、国保証がでます。

「特別な事情」(「災害」「盗難」「本人・家族の病気(けが)」「事業休廃止」「損失」)で国保料(税)が払えない場合は、無条件で短期保険証が発行されます。

無保険だった人が国保に加入しようとするとき。

リストラなどで被用者保険(協会けんぽなど)を喪失して、時間が経ってから国民健康保険に加入しようとする場合、窓口で未加入期間の国保料(税)を請求され、「支払わないと国保に加入できない」と思って国保加入をあきらめていますか? 平成25年5月21日の参議院厚労委員会で厚生労働省保険局長は「保険料を支払ってらっしゃらなかったということでこの法律上認められております国保の被保険者資格の取得ということが妨げられるということは法律上ありません」「まずもって無保険状態でない、保険証を使える状態になっていたら」と答弁しています。つまり、国保に加入して保険証を手にしてから未加入期間の国保料(税)の支払い相談をすればいいのです。

## Q お金がなくて 治療が受けられません。

A 医療費の一部負担金減免制度があります。

国保には、医療費の「一部負担金減免制度」があり、災害・事業の休廃止・失業・生活困窮などの場合に、医療費の支払いが免除、減額、猶予されます。

国は制度が認められる最低基準として、①世帯収入が生活保護基準以下、②預貯金が生活保護基準の3カ月分以下、③入院、を示しました。①～③に当てはまる方は申請しましょう。

なお、①～③よりも低い基準を定めている自治体も沢山あります。あきらめず市町村の国保担当窓口に相談しましょう。

# 国保料(税)の 滞納処分から身を守る **8の対策**

「納税(徴収)の猶予」  
「換価の猶予」を主張しよう



「納税の猶予」(国税通則法46条)  
「徴収猶予」(地方税法15条)を認めさせれば差し押さえはできません。差し押さえの解除も申請できます。1年内の分割納付も可能です。

権利として  
「納税の猶予」の申請を



日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。

生活費非課税、  
応能負担が原則



滞納を放置すると差し押さえなどが進行します。役所からの督促状などは放置せず、地域の社保協などに相談しましょう。

書類は捨てず、  
必ず見る

差し押さえは「換価の猶予」や  
「差し押さえの猶予」で解除できる



延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は4.3%以下になり全額免除も可能です。(国税通則法63条、租税特別措置法94条、地方税法15条9)

高すぎる延滞税は  
免除が当然



「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています。(国税徴収法48条)差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません。(国税徴収法基本通達47-17)

生存権的財産は  
憲法に基づき保障される



生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます。(「換価の猶予」国税徴収法151条、「差し押さえの猶予」地方税法15条5)

どうしても払えないときは  
「滞納処分の執行停止」を



「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう。(国税徴収法153条、地方税法15条7) 3年継続すると納税義務は消滅します。(国税徴収法153条4、地方税法15条7)明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます。(徴収法153条5、地方税法18条1)

## 国保制度の改善へ

～政府の通達・通知～

**生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について** [平成21年7月1日]

- 生活困窮の被保険者に、国保法第44条による窓口負担の減免制度の運用を
- 保険料や窓口負担の減免が適用された被保険者に対する生活保護適用の推進
- 窓口負担減免、生活保護適用、無料・低額診療事業の連携推進
- 窓口負担減免を推進するためモデル事業を実施

**国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行について** [平成22年3月31日]

- 非自発的失業者の保険料軽減、高額療養費の所得区分の特例
- 応益割の比率にかかわらず「7・5・2割減額」を可能とする旨の通知

**市町村に対する国民健康保険の指導について(注意喚起)** [平成22年4月6日]

- 小池晃参議院議員(共産)の質問を受け、国保料(税)の条例減免については自治体の自主性を尊重し、国が介入してはならない旨を明記